

事業者各位

水戸市長 高橋 靖



### 最低制限価格制度の改正について（通知）

日頃から、本市の建設行政運営につきましては、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、本市の最低制限価格制度について、下記のとおり改正いたしましたので、貴組合員への周知方よろしくお願いいたします。

今後とも、引き続き御協力の程よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 最低制限価格制度について

平成 28 年 8 月から、ダンピング対策の強化、公共工事の品質確保及び建設業の健全な発展に資するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象金額の引き上げ及び国・県と同様に最新の算定率としたところです。今回、入札契約制度の公平性、公正性を確保するため、新たに最低制限価格の決定に当たり、ランダム係数処理を導入します。

#### 【最低制限価格制度の概要】

##### ○対象：契約予定金額

- ・ 130 万円以上 3,500 万円未満の建設工事
- ・ 50 万円以上のコンサルタント業等

##### ○設定割合：H28 中央公契連モデル採用

最低制限価格は、契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

- ・ 建設工事は、予定価格の 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内とする。
- ・ コンサルタント業等は、予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8（地質は 3 分の 2 から 10 分の 8.5）までの範囲内とする。

#### 【改正点】

##### ◎最低制限価格の決定

- ・ 設定割合によって算出した最低制限基礎価格に、ランダム係数に乗じて得た額を最低制限価格とします。この最低制限価格を下回る額で入札した者は失格とします。

$$(\text{最低制限基礎価格} \times \text{ランダム係数} = \text{最低制限価格})$$

##### (1) ランダム（無作為）係数の導入

- ・ ランダム係数の数値範囲は、ランダムに算出される「1.0000」から「1.0050」まで（小数点以下第 4 位まで算出）です。

※ランダム係数とは、乱数を使用してランダムに算出される数値のことです。

##### (2) 最低制限価格の端数処理

- ・ 千円単位とし、千円未満は切り捨てた整数とします。

#### 2 施行期日 平成 28 年 11 月 1 日以降の公告・指名から適用する。